

## ● 予算委員会

平成30年3月14日（水）

{ 内閣総理大臣 安倍晋三 財務大臣 麻生太郎 経済産業大臣 世耕弘成  
経済再生担当大臣 茂木敏充 財務省理財局長 太田 充 }

（主な論点）

冒頭、公文書書き換え問題につき、貸付決議書の原本がどうなっているのか確認した。太田理財局長は、かがみ、調書、参考資料のうち、調書を処分してしまったが、復元・処理して中身を示したと答弁した。

続いて、近畿財務局職員が、書換えを命じられ、自殺したとの報道について、事実関係を質した。御遺族との関係で答えを差し控えるとの答弁に対し、差し替えを行ったのは誰なのかを質した。太田局長は、調査中だが、責任があるのは理財局だと答弁した。

太田局長の答弁に対し、犠牲者が出たことは深刻に受け止めるべきだとした上で、なぜ書換えが起こったのか、どういう経緯でそうなったのか、国会に対して詳細に説明すべきだとして、答弁を求めた。麻生大臣は、趣旨を踏まえ対応すると答弁した。

更に、3月8日には本物の文書でないと確証を得ていたはずなのに、国会に同じ文書を出した理由を質した。今まで提出していたものと一部の議員が近畿財務局で入手したものの二つを提出したとの太田局長の答弁に対し、危機管理上も対応がまずかったと批判した上で、国会審議に与える影響について麻生大臣に質した。麻生大臣は、決済文書を書き換えることとなったことはゆゆしきところであり、深くお詫びするとし、財務省挙げて最大限努力すると答弁した。

続いて、これからの対応について麻生大臣に質した後、これだけのことを役所の人間はやれないという通念を解消していく間、国会にも説明できるものは説明して頂きたいと求めた。また、籠池氏の神風発言の意味は、本人はゴミを撤去する意思はなかったことだと指摘した上で、財務省が書換えの問題を認識したのはいつの時点か確認した。太田局長は10日の日と答弁した。太田局長の答弁を受け、国会に対し、うその文書を出したことの背景説明を強く求めた。

次に、TPP11の意義につき総理に質した後、TPP11が発効した場合、土地利用型農業については影響が出ない仕組みが導入されたが、牛肉については、豪州産の価格が更に下がるプロセスに入るので、米国が2国間を持ち出してくる可能性があるかと懸念を示し、茂木担当大臣の見解を質した。茂木大臣は、米国であれ、どこの国であれ、協定そのものを見直すのは極めて困難であるとし、国益に反するような再交渉はしないと答弁した。

更に、米国が鉄鋼・アルミについて制裁関税を掛ける決定したことにつき、中国・EUが報復関税を課すような状況になった場合、WTOの枠組み自体も脅かされるとして、米国に対する姿勢を質した。世耕経済産業大臣は、US TR通商代表に対し、多角的貿易体制を崩壊させる懸念と日本を除外することを求めるとともに、過剰生産の問題には各国が対処することが改めることに繋がると強く申し上げたと答弁した。

最後に、東日本大震災の復興につき、人口減少社会を考慮し、計画を縮小すべきところは縮小すべきと指摘してきたが、高台移転先用地の空き地問題など新しい問題にも取り組んで頂きたいと求めて、質議を締め括った。

## ●農林水産委員会

平成30年4月19日（木）

{ 農林水産大臣 齋藤健 同副大臣 谷合正明 同大臣政務官 上月良祐  
同経営局長 大澤誠 同農村振興局長 荒川隆 法務省大臣官房審議官  
筒井健夫 }

(主な論点)

冒頭、農業経営基盤強化促進法改正案につき、改正により農地転用とはみなさないとされる農作物栽培高度化施設の定義を確認した。大澤経営局長は、農業委員会に届け出ることによって、低地とコンクリート張りしても農地転用を要しないものとして農地法上取り扱う農業用ハウスだと答弁した。それに対し、株式会社等が農地を借りてハウスを設置して経営破綻した場合、農地転用違反となるが、その際、現状復帰のための代執行費用を負担するのは原因者であるのか確認した。大澤局長は、そういうことになるかと答弁した。

次に、その農地が共有地であった場合、民法上、共有者全員の同意が必要か確認した。大澤局長は、ケースバイケースだが、共有物の変更には共有者全員の同意が必要だとする民法251条の規定が通常適用されると答弁した。その答弁に対し、共有地の一部が所有者不明である場合、不在者管財人制度によって権利設定するのは面倒なので、施設そのものの設置は困難だと指摘した。大澤局長は、共有者の一部、過半が分からない場合は、利用権設定の特例なので、ハウスを上 に立てる場合には、共有者全員の同意が必要だと答弁した。

続いて、倒産した株式会社が、施設を放置してしまう例があるが、原状復帰命令はどこに対して出すのか確認した。荒川農村振興局長は、施設の設置をされて営農しておられた方、質問の例では、株式会社だと答弁した。

その答弁を受け、形状変更に同意した農地所有者に責務が出てこないという

解釈の理由を質した。荒川局長は、民法上の契約上の問題と農地法上の転用違反の相手方の問題は、議論が違ってくるとして、農地法改正により、所有者ではなく利用者の方に掛かってくると答弁した。

荒川局長の答弁に対し、株式会社に支払能力がない場合、最終的に自治体が負担することになるとして、整理しておくことが必要だと強調した。また、貸し手には、負担命令が来ないと断言できるか確認した。荒川局長は、所有者には、農地法2条の2で、農地をきちんと使う責務があるとして、そうしたリスクがあることを説明する必要があると答弁した。

更に、農地の貸し手側のリスクとして。株式会社に負担能力がない場合に、元々の農地所有者に対して負担を求めないと明言できるのか質した。荒川局長は、21年の改正により、利用者本位の手続きにしていくこととなり、原状回復命令などは利用者に掛かっていくとして、代執行の負担を所有者に掛かっていくことができると言うのは難しいと答弁した。

荒川局長の答弁は核心を外しているとした上で、農地所有者と借りた側は、最終的に何かあった場合の負担をどうするか話し合うように指導が必要だと強調した。また、株式会社の農地所有を認めれば、賃借権の側からの問題が生じないので、今回の制度が使われるのではないかとして、大臣の見解を求めた。齋藤大臣は、今回の改正は現在の農業者のニーズに応えたものであり。農地所有的確法人の要件に変更は加えていないので、要件を満たさない株式会社が農地所有をどんどんするという認識は全く持っていないと答弁した。それに対し、株式会社の農地所有だけは必要もなく、弊害の方が大きいと強調した。

最後に、相続登記をしていない所有者不明の土地につき、登記を義務化するかどうかの議論の状況を質した。筒井法務省大臣官房審議官は、平成30年度中の法制審議会への諮問を目指し、検討を進めていると答弁した。

## ●農林水産委員会

平成30年5月15日（火）

{ 農林水産大臣 齋藤健 同副大臣 谷合正明 同大臣政務官 上月良祐  
同大臣官房総括審議官 天羽隆 同経営局長 大澤誠 }

(主な論点)

冒頭、人口減少が続く中で、どういう政策を立てていかなければならないか検討が必要とした上で、一次産業を推進する地域で圧倒的に人口減少が進むとして指摘して、これからの農業を考えるに当たっての大臣の認識を質した。

齋藤農林水産大臣は、人口減少が我が国農業に与える影響は、需要面では、食料消費が、2012年の水準から2050年には約3割から4割減少する大変な事態だとし、また、供給面では、人口減少のスピードを上回る速さで農業者が減る可能性がある大変な局面だとして、農林水産省としては、海外食糧需要を取り込むための輸出の促進、流通、加工に進出することによる付加価値の取り込み、担い手への農地の集積・集約、農協改革など改革に全力で取り組むと答弁した。

次に、農地の流動化は、元々経営規模の拡大として行われてきたが、最近は、規模拡大と合わせ、農業就業人口が減る中で、農地を守るという色彩が強くなっていると指摘した上で、農地を守るために農地の流動化を積極的に進めていく必要があるとして、大臣に認識の共有を求めた。

齋藤大臣は、基本的には同じ認識だとして、遊休農地等については、農地中間管理機構が利用権を取得し、やる気のある人に貸せる仕組みや、所有者不明農地に簡易な手続きで機構が利用権を取得し、貸せる仕組み、利用されないおそれのある農地を担い手に集積する努力が大事だと答弁した。

続いて、農地台帳の調査を悉皆的にやる状況に入ってきているとした上で、かなりの農地が、預かってもらいたいと出てくる可能性があるとして、政府の認識を質した。

大澤経営局長は、現状は、全農地を対象に農業委員会による利用状況調査を行い、遊休農地となっている、あるいはその恐れのあるものには、一筆毎に所有者の意向を確認しており、更に、人・農地プランとして農地ごとの意向を、強制的に出さされるという誤解が生じぬよう工夫しながら、調べていると答弁した。

大澤局長の答弁に対し、地域は、問題意識を説明すれば分かってくれるとした上で、地区を選定し、農協と土地改良区、農業委員会、市町村と関係地域が話をするような仕組みを設けてもらいたいと要望した。また、農地を放したい人が急激に出ている中で、高齢でもやりたい人はやれる仕組みを用意しながら、農地の流動化をしっかりと作り、農地を集積していく仕組みを作っていく必要があると強調した。その上で、受け手対策に力を置くべきだとして、政府の見解を求めた。

大澤局長は、受け手と出し手のどちらに施策を講じる必要があるか、地域によって違ってするのが現状なので、それに応じて、受け手対策としては、農家負担のない基盤整備事業、経営体育成支援事業、出して対策としては、経営転換協力金、地域集積協力金を交付し、地域の合意に基づき、柔軟に配分できる仕組みを設けていると答弁した。

その答弁に対し、登記をせよという運動も併せてやって頂きたいと強く要望した。更に、農地のコンクリート化につき、大きな植物工場ができた時に、転用

で処理するのか、新たな法律の枠組みで処理するのか、誰が判断するのか基準が明確でないとし、考え方をしっかり整理して示すことが大事だと強調して、政府の見解を求めた。

大澤局長は、農作物栽培高度化施設については、付帯決議の趣旨を踏まえ、専門家の意見を聞きながら、施設の要件につきなるべく数値を用いて客観的な基準を示す、排水施設の要件についてもなるべく客観的に決めたいとした。また、所有者に対する指導も一つだとして、施設を造る際の指導が一番大事なので、あらゆる心配事についてはあらかじめ明確に伝えておくことが大事だと答弁した。

最後に、新しいスキームでやるか、従来の転用でやるかは、用途が廃止された場合には間違いなく農地に還元することをきっちり担保することに行き着き、それを明らかにした上で、分かりやすいルールで運用して頂きたいと求めて、質疑を締め括った。

## ●農林水産委員会

平成30年5月22日（火）

{ 農林水産大臣 齋藤健 同副大臣 谷合正明 同大臣政務官 上月良祐  
林野庁長官 沖修司 }

(主な論点)

冒頭、森林経営管理法案の下地には、所有者不明農地の取り扱いに関する改正を入れた農業経営基盤強化法があって、農地につき30年間でやったことを一挙にやろうとしており、市町村には大きな負担をお願いすることになると指摘した。

次に、国産材・輸入材の供給量の推移につき、森林資源が44億立米も蓄積したことは日本の山の歴史の中でなかったとして、人工林の齢級別面積が偏在する状況を変えることも念頭に置きながら、山の経営・管理をやっていかなければならないと指摘した。

更に、戦後拡大造林でやった森林が主伐期に入り、森林の量が膨大なので、原木の価格が下がる中、重要拡大をどう図るのか、基本的な考え方を質した。

齋藤農林水産大臣は、重要拡大に向け、中高層、中大規模、非住宅など新たな分野における建築物の木造化、内装木質化、木質バイオのエネルギー利用、高付加価値木材の輸出拡大といった政策を組み合わせると答弁した。

次に、需要拡大をどう実現するかにつき、外材をどうやって国産材に置き換えていくかが課題だとして、国産材の優位性を積極的にPRして、価格面でも競合出来る体系をつくらなければならないと指摘した後、外国で買ってもらえるル

ートを積極的に広げる必要があるとして、輸出についての考え方を質した。

沖林野庁長官は、農林水産業の輸出力強化戦略では、付加価値の高い製品輸出への転換を推進し、新たな輸出先の開拓に取り組むとしているので、中国、韓国では日本産木材製品を使用したモデル住宅などの展示、PR、ベトナムでは販売促進活動、EUでは輸出促進のための展示、PR支援を行っているとし、また、アメリカではシンポジウム開催を支援しているとし、今後も輸出関連団体等と連携して取り組むと答弁した。

続いて、伐採は、需要と供給の関係を見ながらすべきだとした上で、膨大な木材をどうやって需要との見合いの中で切っていくのか整理する必要があるとして、林野庁の考え方を質した。

沖長官は、森林・林業基本計画の中で、将来の人工林面積を650万ヘクタールまで落とし、適切なところに人工林として再生して、植える人工林施行を行っていくとして、将来的には齡級がそろった形（法正林）に誘導したいと答弁した。

最後に、主伐期に入ってくる森林の量が増えるので、需要と併せて切っていくという考え方を示さないと戸惑いが出てくると課題を指摘し、フォローアップをすることで森林資源を管理する新しい時代に入ったと指摘して、質議を締め括った。

## ●農林水産委員会

平成30年5月24日（木）

{ 農林水産大臣 齋藤健 同副大臣 谷合正明 同大臣政務官 上月良祐  
林野庁長官 沖修司 }

（主な論点）

冒頭、日本の林業は、戦後の造林拡大の結果、主伐期を迎えており、森林資源の蓄積量も増え、それをどう利用し、次の時代に繋げるかが課題だと指摘した上で、需給調整のメカニズムが必要ではないかとして、齋藤大臣の認識を質した。

齋藤大臣は、新たな森林管理システムの下、国産材の供給拡大が見込まれ、需給の安定化のためには、木材需要の創出が必要だとした上で、50年、60年の需要を見通して値付けをするのは難しいので、現下の需要拡大に取り組むと答弁した。

齋藤大臣の答弁に対し、需給見通しの出し方を検討して頂きたいと求めた。

齋藤大臣は、木材は国際的な需給動向、住宅着工戸数などの景気動向によっても左右されるので、関連分野の動向を的確に把握し、適切な情報提供が重要になるので、情報提供の在り方を検討する必要があると答弁した。

次に、各事業者が将来見通しを立てやすいような情報提供の仕組みを求めた後、林地台帳の整備が必要だとして、大臣の見解を求めた。

齋藤大臣は、森林経営管理法に基づく取組みを進める上で林地台帳の有用性は高いとして、市町村が情報の精度向上に努めるように助言したいと答弁した。

続いて、林地台帳整備の際、所有者不明の森林の境界の特定が大変難しい問題だと指摘した後、経営管理権の設定期間はどのくらいの期間か確認した。

沖林野庁長官は、経営管理権の存続期間に上限はないが、一定の長さが必要だとして、森林所有者と市町村が合意して決めるが、最低でも15年程度は必要だと考えると答弁した。沖長官の答弁を受け、経営管理実施権については、何年くらいなのか質した。

沖長官は、所有者の意向の15年を最低とした中で、それより長期という形になると答弁した。沖長官の答弁に対し、長期の経営管理実施権を担えるのは森林組合しかなく、森林組合を前面にした方がいいとして、沖長官の認識を質した。

沖長官は、60年、70年の長期の経営管理実施権を設定する場合には、経営管理権を取得している市町村が探すことになるが、森林組合を受け手として十分想定しているとして、地元の森林組合と民間の素材生産者の中に手を挙げる方がいると考えていると答弁した。

次に、いつの段階で経営管理権を設定するのか、考え方を整理しておく必要があるとして、政府の見解を質した。

沖長官は、経営管理権、経営管理実施権は、基本的には立木を伐採し、その木材を販売して収益を上げ、その収益から伐採や造林に要する経費を捻出し、経費を控除しても利益がある場合に、森林所有者に支払うことができる権利として設定しているとし、立木がなく、造林を確保できない場合には、市町村は経営管理権の設定に応じることはないとして答弁した。

続いて、最終的には450万ヘクタールに経営管理権を設定するという超長期目標だが、エリア的に見たときの順番も考え方を整理して示さないと、現場が困るとして、政府の見解を求めた。

沖長官は、経営管理の集積、集約には、市町村が地域の実情に応じて、優先順位を付けて、計画的に行うことになるが、その判断基準が必要だとして、間伐な

ので施業履歴、路網の整備状況、担い手の活動状況などを総合的に勘案して、森林の多面的機能の発揮に支障を生ずるなどの場合が基準となっていくと答弁した。

また、林野台帳を整備する際のアンケート調査をどういう形で行なうか、考え方を整理しておかないとし、また、タイムスケジュール的なものを念頭に置き、林野庁が整理すべきだとして、沖長官の見解を求めた。

沖長官は、今後、都道府県や市長村への説明会を通じ、ガイドラインを作成し、市町村が経営管理を実施できるように適切な指導に努めると答弁した。

更に、私有人工林で400万ヘクタール、市町村林が80万ヘクタールと、市町村は500万ヘクタールくらいに経営管理をしないといけないことの大変さを認識し、長期間の戦略を立てないといけないとして、感覚を研ぎ澄ませた対応を求めた。沖長官は、しっかり対応すると答弁した。

次に、薪炭林をどうするのか、基本的な考え方を質した。

沖長官は、現在、非常に径が太い、樹高もある森林が各地で残されているが、中山間地域の大切な資源なので、国産の家具用材料など地域の資源として使っていくことが大切だと答弁した。

最後に、薪炭林の使えるものは使い、放置されている所については、どうするのか研究が必要だとして質議を締め括った。

## ●農林水産委員会

平成30年6月14日（木）

{ 農林水産大臣 齋藤健 同副大臣 谷合正明 同大臣政務官 上月良祐  
同食料産業局長 井上宏司 }

(主な論点)

冒頭、卸売市場法改正につき、現行制度における認可と許可の法的意味合いを確認した。井上食料産業局長は、現行法では、中央卸売市場の開設には農林水産大臣の認可、地方卸売市場の開設には、面積が極めて小さいものを除き、都道府県知事の許可を受けなければならないので、許認可が必要だとし、法的には、講学上の許可に該当すると答弁した。

井上局長の答弁を受け、原則禁止であり、一定の基準を満たしたものは許可、認可するという枠組みだとした上で、卸売業の定義を質した。井上局長は、統計



法上の日本標準産業分類では、小売業又は他の卸売業に商品を販売する業務、飲食店等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売する業務、主として業務用に使用される商品を販売する業務だと答弁した。

井上局長の答弁に対し、卸売市場法で認可・許可された狭義の市場に加え、食肉などかなり量を扱う広義の市場として市場外取引市場があり、大きな隙間ができているとして、許可若しくは認定という仕組みは法律の立て付け上おかしくなっているので、今回、一定のものについて認定することにしたと確認した。

次に、今回の改正で認定になることで、商物一致の原則、第三者販売の禁止の原則、直荷引きの禁止の原則などを遵守させるように国が監督してきた状況がどうなるのか、説明を求めた。井上局長は、現行では、商物一致が原則だが、青果では約5割、水産では約9割の卸売業者が例外措置を活用し、商物分離取引を行っているのが実態だとして、今回の法律では、商物一致につき、卸売市場ごとに判断できるようにし、物流面で最適のルートでの配送が行われるようなメリットが考えられると答弁した。

井上局長の答弁に対し、商物一致の原則、第三者販売の禁止の原則、直荷引きの禁止の原則三つのルールは、自由なルールを決めてもらうのも時代の流れだが、不安もあるとして、谷合副大臣の見解を求めた。谷合副大臣は、商物分離の取引ルールを設定した場合、出荷者の物流コストを削減し、食品の鮮度を保って消費者に届けることができるようになるとし、仲卸業者が産地からの直接集荷できる取引ルールを設定した場合、小ロットでも直接仕入れることが可能となり、品揃えを充実し、販売を拡大できるとし、第三者販売を認めるルールを設定した場合、迅速かつ円滑に農産物の過不足を調整し、卸売業者が直接加工業者や外食事業者と販売することが可能になると答弁した。

谷合副大臣の答弁に対し、卸、仲卸の境界が曖昧になると懸念を示した上で、商物一致の原則をやめて第三者販売を自由化したら、卸売業者と商社の境が付かなくなる可能性があるとし、自治機能でチェックするしかないとして、大臣の認識を質した。齋藤大臣は、重層的に様々な措置を講ずるとし、卸売業者への監督については、開設者が日常的に取引ルール当の遵守や財務状況を監督し、農林水産大臣が開設者の市場運営全体を監督する仕組みにしたとし、卸売業者には差別的取扱いの禁止や公正取引に関する規制に服するので、商社とは性格が異なると答弁した。

次に、岩手県沿岸の青果卸売市場が、小ロットでも取り扱うことで、地域農業を支えている例を挙げ、生産者とのいい関係が築かれている地方卸売市場を維持することの意味合いを上月政務官に質した。上月政務官は、卸売市場の地域の農林水産業を支える大切な機能は、食品流通の格として堅持すると答弁した。

続いて、今回の改正により、中央卸売市場と地方卸売市場の役割分担が、どう変わるのかを、政府の見解を質した。井上食料産業局長は、中央卸売市場は広域

的な食品流通の拠点として、地方卸売市場は地域的な食品流通の拠点として、適正な価格を形成するといった機能を果たしてきており、法改正後もそうした機能を果たしていただくため、認定を受けた卸売市場には助成等の支援をすると答弁した。

また、法改正後、認定を取り直す手付きを、極めて簡潔に行って頂きたいと要望して、政府の見解を質した。井上局長は、できるだけ手続の負担がないように移行できるようにしたいと答弁した。

更に、今回の改正は、国から開設者への権限委譲、規制緩和であり、若干の懸念があるが、自由度を増す評価できる改正だとした上で、食品流通構造改善促進法によって食品流通について何が変わるのか、齋藤大臣の見解を質した。

齋藤大臣は、IT化が進み、ビッグデータを活用した取引の流れは避けられないとし、多様な消費者のニーズに卸業がいかに対応するかが問われているので、新しい流れに対応し、卸売市場が活性化する方向で努力したいと答弁した。

最後に、牛乳パックを運ぶクレートの規格を統一し、管理する会社をつくれば、流通の合理化が進むという岩手雪運株式会社社長のアイデアを紹介した後、流通業界、特にトラック業界から改善点を聞くべきだとして、大臣の見解を求めて、質議を締め括った。齋藤大臣は、ケースやパレット等の規格を標準化すれば食品流通の合理化に非常に有効なので、食品流通構造改善法改正案の中の低利融資等の支援策を活用して頂きたいとし、また、改正案により標準化が前進できればいいと答弁した。